

受け付けは2月17日(月)から3月16日(月)まで

「市県民税の申告」と「所得税の確定申告」

税金の申告時期まであと一か月。準備は済みましたか？

今年から市役所での申告の受け付けは本庁のみで行います。

支所では受け付けないので注意しましょう。

申告が必要な人

〈市県民税の申告〉

今年の1月1日現在市内に住んでいて、令和元年中(1～12月)に事業、不動産、利子、配当、給与、雑、譲渡、一時、山林などの所得があった人。

収入がなくても申告を

無収入の人でも、申告書裏面の「収入がなかった方等の記入欄」に記入し、提出してください。各種証明書の交付や、国民健康保険税の軽減などに必要です。

税務署に所得税の確定申告書を提出した人、給与所得だけで

勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されている人、年金所得だけで、年金保険者から市役所へ年金支払報告書が提出されている人は、市県民税の申告は必要ありません。

〈所得税の確定申告〉

●事業や不動産、年金などの所得がある人で、所得が基礎控除(38万円)とそのほかの所得控除の合計額を超える人

●給与収入が2,000万円を超える人

●給与所得者で、給与所得以外の所得が20万円を超える人

※20万円以下でも市県民税の申告は必要です。

◆申告相談・申告書作成・提出

期 間	場 所	受付時間	申告の内容
2月17日(月)～ 3月16日(月)	銚子商工会館	午前8時30分～午後4時	所得税・消費税
	市役所本庁分室		市県民税・所得税

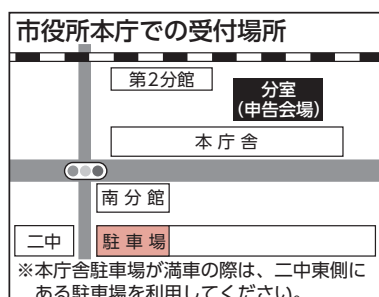
※土・日曜日、祝日を除く。提出は午後5時まで受け付けます。給与所得者や年金所得者の還付申告に限り、2月14日(金)から市役所本庁分室で受け付けます。

◆税務署・税理士などによる無料申告書作成相談会

期 間	場 所	受付時間	内 容
2月4日(火)、 5日(水)	市役所本庁分室	午前9時30分～正午、 午後1時～3時30分 ※定員になり次第終了。	〈申告書作成相談会〉 土地や建物、株式などの譲渡所得があるなど、内容が複雑な人の相談
			〈税理士による相談会〉 小規模事業者、給与所得者、年金受給者を対象とした申告相談
2月21日(金)	第二市民会館	午前9時30分～正午、 午後1時～3時30分	〈税理士による相談会〉 相続税、贈与税の相談

◆申告に必要なもの

全ての人	印鑑 マイナンバーと本人確認ができる書類(①か②のいずれか) ①マイナンバーカード ②マイナンバー通知カードと本人確認書類(運転免許証など)
給与所得者・年金所得者	源泉徴収票
営業・農業などの事業所得者	収入と支出の分かる帳簿や固定資産税課税資産証明書など
各種控除を受ける人	医療費、社会保険料、国民年金保険料、寄付金、生命保険料、地震保険料などの領収書や証明書など
前年度に申告した人	前年度の申告書の控え



確定申告などの際に必要 公的年金の源泉徴収票を発送中

1月中旬から届く「令和元年分公的年金等の源泉徴収票」は、所得税の確定申告などの際に必要です。届いたら大切に保管してください。

2か所以上に提出の必要があるなど再交付が必要な場合は、ねんきんダイヤル(☎0570-051165)で受け付けています。連絡するときはマイナンバーか基礎年金番号が必要です。

※050から始まる電話からは(☎03-6700-1165)へ。

受付時間／●月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分(月曜日は午後7時まで) ●第2土曜日：午前9時30分～午後4時

くわしくは佐原年金事務所(☎0478-54-1442)へ。

台風15号・19号などで被害を受けた人へ 被災者のための雑損控除無料相談会

災害により家屋などに被害を受けた人を対象に、千葉県税理士会銚子支部と銚子税務署による「所得税および復興特別所得税の雑損控除に関する相談会」を開催します。

期 日	場 所
1月23日(木)	飯岡保健センター
1月24日(金)	匝瑳市民ふれあいセンター

〈共通事項〉

受付時間／午前10時～正午、午後1時～3時

持ち物／被災した住宅などの売買契約書、修理費用や保険金がかかる書類

中学生の「税についての作文」「税の標語」 市内から7人が入選

受賞者(敬称略)

作文／●銚子税務署長賞：永井遥夏(二中・3年) ●旭市長賞：石毛友彩(二中・3年) ●東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞：鈴木倫(二中・3年) ●千葉県納税貯蓄組合総連合会会長賞：井手本菜央(海上中・3年) ●銚子税務署管内納税貯蓄組合総連合会会長賞：勝部胡桃(海上中・3年)

標語／●全国間税会総連合会入選：及川玲奈(二中・3年)

●銚子間税会会長賞：林滉真(干潟中・3年)



●2か所以上から給与の支払いを受けている人

●同族会社の役員などで、その会社などから給与所得のほか、貸付金の利子や、不動産の使用料の支払いを受けている人

年金所得者の申告手続き

公的年金などの収入金額が400万円以下で、そのほかの所得が20万円以下の人は、還付を受ける場合を除き所得税の確定申告は必要ありません。各種控除を追加するときや公

的年金以外の所得があるときは、市県民税の申告書の提出が必要です。

申告の混雑解消に 協力を

●経費や医療費などは、集計を済ませてきてください。済んでいない場合は、集計が終わるまで順番を待つことがあります。

●相談の必要がない人は、郵送や電子申告(e・Tax)を利

用してください。

〈インターネットでe・Tax〉

国税庁のホームページで、所得税・消費税の申告書、青色申告決算書・収支内訳書などを作成できます。画面の案内に従って、金額などを入力するだけで申告書が作成できます。自動で計算されるので計算誤りがありません。

マイナンバーカードかID・パスワード方式を利用することで、自宅のパソコンやスマホな

どから申告書を送信できます。

ID・パスワードは、申告する本人が税務署で申請できます。手続きには運転免許証などの本人確認書類が必要です。

〈税務署や税理士などへ〉

次の人は銚子税務署や青色申告会で申告するか、税理士に依頼してください。

●青色申告の人

●事業、不動産所得がある白色申告者で、収入金額合計が1,000万円以上の人

●土地・建物、株式・投資信託、

先物の譲渡所得、配当所得、

山林所得のある人

●雑損控除を受ける人

●そのほか複雑な案件

問い合わせ先

●所得税の確定申告

銚子税務署

☎0479・22・1571

●市県民税の申告

市税務課課税班

☎62・5321